

平成24年度 第3回

西宮市幼児期の教育・保育審議会

会 議 録

日 時：平成24年12月25日(火)

場 所：市役所 441会議室

〔午前9時57分 開会〕

事務局 定刻は参っていませんが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきます。

それでは、会長のほうで進行をよろしく願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。

年末のご多忙中で、しかも、今日はクリスマスということで、いろいろとお忙しいのではないかと思います。また、クリスマス寒波が来て、ものすごく寒い日になりました。そういう慌ただしいときにご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第3回西宮市幼児期の教育・保育審議会を開会いたします。

本日の日程につきましては、お手元の次第のとおりとなっておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それでは、資料確認をさせていただきますので、事務局からお願いします。

事務局 お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第、座席表、資料集(1P~11P)、別冊の資料としまして資料1~7、そして、追加でお配りしました資料8、以上となっております。

不足はありませんでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、傍聴についてお諮りいたします。

傍聴希望の方が3名いらっしゃいます。要領に基づきこれを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 また、この後に希望がありました場合には、随時お入りいただくことにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、傍聴希望の方に入室いただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の審議会は、これまで2回ずつ行われました適正配置ワーキンググループ(WG)と格差是正・こども支援WGの報告を行い、確認やご質問・ご意見をいただきます。そして、今後の審議会で検討すべき内容を共通確認していく予定です。

まずは、議事(1)、格差是正・こども支援WGの報告を座長よりお願いします。

委員 それでは、格差是正・こども支援WGの報告をいたします。

私どものWGは、第1回を10月24日、第2回を11月28日に開催しました。検討しました4つの内容について報告いたします。

まず、「(1)認可外保育施設への支援について」の報告です。資料集の1ページをご覧ください。

私どものWGでは、昨年度の審議を踏まえまして、「保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準について」の検討を行いました。

まず、認可外保育施設の定義や西宮市での現状を確認しました。それが1ページの下

の表です。その上で、別紙資料1にあります「認可外保育施設指導監督基準」を参考にしながら、検討を進めてまいりました。ご覧のとおり、9項目にわたる基準が示されていて、これを土台に考えることとしました。中でも、4ページの6番、7番の衛生・安全面についての項目を重視することが必要であると確認しました。また、子どもの健康的な生活リズムや、西宮市の特色である自然環境を生かした外遊びを重視することなども確認しました。これは、さまざまな保育形態がある認可外保育施設への支援については、衛生面・安全面を重視し、健康的な生活リズムを身につけられ、子どもが元気に体を動かすことができるような保育環境であることを重要視することです。

次に、施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものについての検討を行いました。

このことについては、上記の審議を踏まえて、別紙資料1の5ページの下段にあります「認可外保育施設からの要望等について」を参考にしました。

直接子どもや職員にかかわるものとして、児童、職員も含めた健康診断や、入所幼児の相談や連絡体制の整備といった情報連絡、職員や保護者向けの研修といった項目については、保育の質の向上につながる重要なものであり、支援にあたっては優先的に行われるものであると確認しました。

今後は、子ども・子育て関連3法で示されていく補助の制度の状況も見ながら、具体的支援の作成を進める必要があると考えています。

しかし、資料集2ページの最後にありますように、認可外保育施設の規模・形態はさまざまですが、どこにも支援の必要があるという意見、また、認可外保育施設も認可を取得してはどうかという意見、支援の内容や基準についての意見、また、幼稚園型の認定こども園は認可外保育施設扱いになるため、今後の認定こども園についてどのように考えるべきかといった意見など、さまざまな意見があったこともつけ加えます。

次に、「(2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)について」の報告です。資料集3ページをご覧ください。

これまでの検討により、焦点として、「豊かな自然環境にふれての遊び」についての審議を終えて、残るトピックの「食生活」「ふさわしい言葉」に続きまして、今回は「文化にふれる」という取組みについて検討しました。

文化の定義や伝承遊び、多文化教育・多文化保育、子育て環境に関するアンケート調査結果、児童館での取組みなどを資料として、検討を行いました。そのまとめが3ページの表となっております。

保護者を取り巻く課題としまして、子どもとの直接的なかかわりが減り、子育てへの不安から習い事に走る風潮があって、3世代家庭の減少から子育て相談者が身近にいないといったことが挙げられました。保護者が子どもと語り合ったり、自然と触れ合ったり、高齢者と交流することが、子どもに文化を学ばせることであって、その重要性を確認しました。そうした内容を子育て世代に伝えるには、出産後の保護者への働きかけだけではなく、10代の若い世代や妊娠中の保護者に対して情報提供していくことが必要との意見も出されました。

今後、地域における子育て支援の充実についての議論は、西宮の就学前の子ども望

ましい子ども像と環境整備のあり方として、さまざまな子育て支援施策や支援の場で活用されるよう、まとめていくことが必要だと考えています。

次に、「(3) 在家庭への支援について」の報告をします。資料集3ページの下の方からご覧ください。

まず、在家庭の現状を把握しました。平成24年5月1日現在、就学前児童2万8,372人のうち在家庭者数は1万3,222人、46.6%でした。4ページにありますグラフは、子どもの年齢別の在家庭の状況です。

こうした状況を踏まえまして、別紙資料2にあります「西宮市が実施している子育て支援事業」を参考にしながら、検討を行いました。

これらの支援事業は、在家庭に限ったものではありませんが、さまざまな事業が展開され、在家庭にも支援されていることがわかりました。しかし、在家庭の具体的利用者数やその効果については確認できていません。この西宮市の子育て支援事業とは別に、私立幼稚園では、県の助成事業にも取り組んでおられます。2歳児を中心に取り組んでいることや、保護者が、受け手ばかりではなく、主体的に活動することができないかといった意見なども出されました。

これからの支援を考えていく場合に、在家庭のニーズを的確に把握して支援することの重要性や、情報提供の時期を、出産直後ではなく、妊娠中や若い世代にすること、支援する側の保育施設等の連携や準備の重要性が求められました。また、保護者が、サービスの受け手にとどまらず、趣味などをきっかけにして集まり、子育ての交流や地域支援をすることができる体制への支援の必要性についても意見がありました。

今後は、子ども・子育て関連3法に基づき西宮市で実施されるニーズ調査によって、家にこもりがちな家庭や妊娠中の家庭も対象とした保育のあり方を検討する必要があります。

最後に、「(4) 公立幼稚園の保育料の適正化について」の報告をします。

適正な保護者負担については、これまで幼稚園に係る運営経費に対する保護者負担額の割合を公私で比較するなどの検討がなされてきました。平成24年2月に出された包括外部監査の結果報告からは、別紙資料3にありますように、保育料の見直しについての意見が示されています。また、子ども・子育て関連3法では、保護者負担は応能負担を基本とすることとなっています。

今回は、こうした点を踏まえまして、公立幼稚園の保育料について、新たな考え方を事務局より提案していただき、検討を行いました。これまで定額制であった公立幼稚園の保育料は、別紙資料3の表のとおりで、ここには近隣市の状況も示しています。これらの保育料の見直しにあたって、保育所と保育時間で比較して、1時間当たりの保育料を同じにするという考え方が示されました。内容は、資料集5ページに示しています。このことによりまして、保育料を応能負担制度に変更し、保護者負担額を公平に近づけるという提案でした。別紙資料3の裏面には、金額の例も示しています。

この提案は、保護者負担額の公平性という観点からはわかりやすいものの、比較するデータとしての詳細な検討や、また、別の視点からの検討の必要性が求められました。また、現在実施されている就園奨励助成金との関連への配慮や、公立幼稚園に対する公

費投入そのものの検討の必要性が求められてました。

引き続き私どものWGで検討を進めてまいります。

格差是正・こども支援WGの報告は、以上です。

今後は、認可外保育施設と在家庭への支援については、子ども・子育て関連3法の内容と、この後ご意見があれば、それらを踏まえまして、次回のWGで最終のまとめへと進めていく予定にしております。

以上です。

会長 ありがとうございます。

今、座長から格差是正・こども支援WGの2回分の報告をいただきました。

4項目についてそれぞれ内容を説明いただきましたが、一つずつ確認をさせていただきたいと思います。

順不同になりますが、「(2) 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)について」、本日の資料集3ページにまとめていただいておりますが、今後これを踏まえて、さらにWGのほうでそれぞれの子育て支援環境について検討いただくこととなります。よろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 次に、「(1) 認可外保育施設への支援について」と「(3) 在家庭への支援について」ですが、これは、座長のほうからありましたように、今後の子ども・子育て関連3法による具体的な内容を踏まえることになろうかと思っておりますので、WGで出ている意見に追加するようなご意見があればお伺いしたいと思います。ご質問でも結構ですが、いかがですか。まず、「(1) 認可外保育施設への支援について」の部分です。

私のほうから質問で、不勉強で申しわけないのですが、資料集2ページの下、その他の意見の一番下に、「幼稚園型の認定こども園の場合は、認可外扱いになる」とありますが、これはそうなっているのですか、もし教えていただければ。

委員 私もそう詳しいわけではありませんが、今の制度でいくと、幼稚園型の認定こども園は、認可外になります。これからは幼保連携型になっていくと思われそうですが、制度が定めるまでの期間を考えて、まずは幼稚園型認定こども園に移行した場合、このことも踏まえて考えておかなければいけないと思いましたので、前回、この意見を出させていただきました。

会長 ということは、補助金や助成金の対象にならないわけですね。

委員 はい、そうです。

会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

委員 この幼保審では、終始一貫、子どもを中心に考えて、子どものための認可外保育施設への補助が話されてきたので、子ども・子育て関連3法でどういう方向性が見出されたとしても、西宮市は、子どものことを考えた補助を、独自性を持ってしていただけたらと思います。これはつけ加えておきたいと思えます。

会長 それは、2ページの「その他」の上に四角囲みでまとめていただいている中で、「子ども・子育て関連3法に示されていく補助の制度の状況を見ながら具体的作業を進める必要があります」となっていますが、西宮市の幼児教育・保育の重要性を鑑みて、

その点でしっかりと前に進めていただきたいということですね。

委員 関連3法で落とされることはないと思いますが、もしそういう方向性になっても、西宮市は独自性を持って子どものことを考えた補助をしっかりとしていただきたいということをつけ加えていただけたらと思います。

会長 その点は、そういうご意見はWGでもおそらく出ていると思いますので、改めてこの審議会のほうでも確認させていただくということによろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 そのほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

会長 次に、「(3) 在家庭への支援について」の部分ですが、何かご意見はありませんか。

委員 私立幼稚園の管轄は県になるのですが、前回、私立幼稚園でも在家庭を対象とした子育て支援事業をたくさん行っていますので、その内容も資料に入れていただきたいというお話をしました。ぜひこの別紙資料2に追加していただけたらと思います。

会長 具体的にどうなりますか。

委員 この別紙資料2には、市が行っている支援事業しか載っていませんが、私立幼稚園独自でも未就園児を対象としたいろいろな子育て支援事業があります。もし市のほうで情報をお持ちでないようでしたら、こちらから情報提供をさせていただきますので、ぜひとも載せていただけたらと思います。

委員 次回のWGの際に出していただいて、それをまた審議会のほうに出していただくという形でどうでしょうか。

会長 では、別紙資料2に掲載してあるのは、市の幼稚園で行っている事業ですから、私立幼稚園のほうでされているものは、また別途つけるということですね。

委員 西宮市が出されている「子育てガイド」には載っていますので、市のほうでも多分把握されていると思います。よろしくをお願いします。

会長 わかりました。そのほかにかがでしょうか。

委員 簡単な質問ですが、在家庭支援事業への具体的な参加者数は、なかなか把握しにくいと思いますが、幼稚園や行政がやっておられる支援策に、どのぐらいの人たちが参加し、また、子どもさんの年齢で言うと、どのぐらいの年齢であれば比較的参加されていて、されていなくてという年齢別で数字把握ができるものなのかどうか。もしそれがわかれば、今後の打つ手に参考になると思うのですが、そのあたりはいかがですか。

会長 次世代育成支援行動計画の調査など、いろいろな調査がありますが、どうでしょうか。

事務局 私どものほうでは、次世代育成行動計画の実施状況の調査はしていますので、全体の総数ではつかんでいますが、その子ども・保護者が、在家庭なのか、幼稚園・保育所へ行かれているのかというところの分析までは、今のところできていないのが現状です。

会長 利用者としては出るのですか。

事務局 具体的に事業を実施しています子育て総合センターから状況を報告いたします。

事務局 事業ごとに、例えば地域子育て支援拠点事業でこれぐらいの参加があったとか、この事業の対象は0～2歳の在家庭の方になるとういう形のデータはあります。そのように、例えばうちの地域子育て支援拠点事業や、社協さんでやられている地域サロンなど、事業ごとに個々の数字が出ている状況ですので、それを全体でとなると、集計したりしなければなりませんので、今すぐにはできませんが、ある程度整理はできると思います。

委員 地域サロンなどは、確実に毎年集計を出していますし、児童館でも、出席者を全部把握しているので、やろうと思えばすぐにできると思います。

会長 ただ、数が膨大になるのです。それぞれのところで予算がつくものですから、全部報告は出しているはずなのですが、ローデータをそのまま出していただくと、かなりの量になりますので、どこを挙げていただくか、またWGでご検討いただけたらと思います。

委員 なぜそういう質問をしたかという、ここに書かれているように、在家庭の方へのストレートな支援は対症療法的な支援で、予防的支援となると、妊娠される前からとか、妊娠されてからとか、継続性が必要になってきます。そうすると、支援策をできるだけ時間軸で体系的に整理していけば、現在手をつけられていないところにも支援が広がる可能性もあると思いますし、どれぐらいの年齢であれば、どんな場が欲しいかも把握しておく、施策もそれに応じてきっちりと振り分けていけると思うのです。ですから、そのあたりを見据えたデータ整理をしていただけると、先々有効になるかと思えました。これはあくまでも要望ですので、また審議していただいたら結構です。

事務局 今の実施状況のとり方は、先ほど申し上げたことが現状です。ただ、今後、子ども・子育て関連3法では、事業計画策定にあたって、在家庭や保育所・幼稚園へ行かれている方のニーズ調査を実施しないといけなくなりますので、その段階では、そういったことも踏まえて、調査もし、計画も立て、また、その計画に対しては、PDCAサイクルを回す必要もありますので、そのあたりの情報を取りやすいような形で今後検討していきたいとは考えております。

会長 これは非常に複雑で、資料集4ページの「年齢別就学前児童の居場所」のグラフにも、「在家庭」としてカウントしていますが、「在家庭」の定義もしっかりとしないといけないわけですね。また、別紙資料2の1・2ページにある表は、子育て支援に関する事業ですから、在家庭だけではなく、すべての子どもが対象になります。そのあたりの精査を徐々にしていただきつつということになるかと思えます。

ほかにいかかでしょうか。

委員 4ページの在家庭への支援についてのところで、一番下の四角囲みの中に、「ニーズ調査により、家にこもりがちな家庭や妊娠中の家庭を対象にした支援のあり方を検討する必要があります」とあります。これまでの議論の中で、なぜ妊娠中の家庭を対象にした支援が必要かについて、妊娠期から子育て支援に取り込んでいくことで、母親の孤独感などを和らげる効果があるというバックグラウンドの考えがあったと思うの

です。ところが、この文言だけを読むと、「おまけで妊娠中の家庭も加えましたよ」というような感じになってしまったので、母子保健と子育て支援の連携の理念を加えたような形にこの文言を変えていただければと思います。

会長 その意見は、おそらく今後、WGの中で地域の子育て支援のことを考えていく予定ですから、そこで入れることになるかと思います。何かありますか。

委員 いいえ、おっしゃるとおりです。

会長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、「在家庭への支援」については、この程度にします。

次に、「(4) 公立幼稚園の保育料の適正化について」の部分で、資料集5ページと別紙資料があります。

この点については、引き続きWGのほうで引き続き審議いただくことになっておりますので、それに向けてご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。

委員 今回、包括外部監査の資料を配付していただいておりますが、前回のWGでも、包括外部監査の報告書を資料として配付していただきました。さらに私も、ページ数を抜粋して挙げて話題にしたのですが、これだけ監査の中で取り上げられているのに、ここに載っていないと思うのが、保育料の見直しから応能負担の方向性は出されていても、公費投入のことに関連して、公立幼稚園の教職員の人件費などのことが全く問われていないのです。包括外部監査結果報告書の82ページは非常に的確に、また厳しいことが書かれています。82ページの四角囲みの下のまとめが書かれているところには、「事業費や公費投入額に着目して、より効率的かつ経済的に幼稚園を運営する点を考えると、幼稚園の規模は大きい方が良く、公立で幼稚園を運営するよりも、民間に幼稚園の運営を担わせることが望ましい」とまで書かれるほどに、人件費のことがこの前後で取り上げられています。公費投入額が問題になっているのに、この内容が出てこないのはどうしてかと思います。

委員 先ほど報告の中でも述べましたとおりで、事実としまして、この間のWGで委員から出していただきました。今回は、新しい負担についての一つの考え方を事務局から提示していただくことが最優先で、これは最終ではなく、今後さまざまな視点からということ述べたとおりですので、そういった視点もこれから検討に入れていきたいと思えます。

会長 今の人件費など、かなり細かい事業費のことについても、包括外部監査報告のほうに出ていますから、今後、WGで議論していただくことで、事務局よろしいですか。

事務局長 はい。

会長 そのほかにいかがでしょうか。

委員 多分、保育所と比較して保育時間1時間で割ったのは、今度の新しい制度がこのような形になりそうということも含めて、このようにされたのかと思っています。もしそういう新しい制度になった場合には、民間の場合、短い時間に対してはその短い金額しか保育所なりに入ってこずに、それで運営する形になって、長時間の場合には、長時間分の保育所の金額が入ってきて、それで運営する形になると思うのです。



ただ、公立幼稚園・保育所をそういう基準で考えた場合には、そういう形では運営できないだろうということが多分出てくると思うのです。それが果たして応能負担になるのかと、大きな疑問があります。

これから話をしていただけるようですので、そのあたりも含めて考えていかないと、制度と中身が全然違ったような形になると、あまりよくないのではないかと思います。

会長 今のお話は、私も質問しようと思っていたのですが、「応能負担」と書かれています、  
「応益」にもなるのですね。

事務局 「応益」にもなります。

会長 ですから、利用時間に応じて保育料の金額が違う、それが今、委員からご意見をいただいたところですね。「応益」になった場合に、運営費、事業費等々に関して、どのようになっていくのかが見えにくいわけですね。そのあたりについての市としての支援になるのかということですね。

委員 そういう形になるのか、それでいいのかということですか。

会長 また今後ということになります、市のほうとして何かありますか。

事務局 国の制度が、今回は幼稚園の子どもに応能負担として案をお示ししていますが、当然、委員がおっしゃったように、保育時間が長い場合はどうするかなど、そのあたりがまだ制度的に見えていないのが実際です。そのあたりを含めて実際の検討が必要だろうとは思っています。しかし、そういう詳細が出てこない状況ですから、そのあたりは、どこまで詰めきれるかという問題はありますが、今後の議論の中で踏まえていきたいと思えます。

会長 委員のところには、そのあたりの情報は何か入ってきていますか。応益負担になる方向になりそうですか。その話は数年前から出てきていて、なかなか前に進んでいませんが。

委員 この間の選挙の結果で、今後どうなるのか全然わかりません。

会長 ですから、「応能負担制度だけではない」というところを私たちも意識して、「応益」ということが出てくるかもしれないと注意しておかないといけないということですか。ほかにいかがでしょうか。

委員 応能負担という考え方は、保育所が公立・民間で同じですからそうだと思うのですが、公立幼稚園が今のままのカリキュラムで応能負担にすると、それはどうなのかと思います。延長なども認めずに、そのまま応能負担という形というのは、何か変だなという点が、読んだときの感想でした。応能負担というのはすごくよくわかったのですが、今のままのカリキュラムで、残りの時間を研究などに使われることでいいのかなと思ったり、そのあたりが自分の中でわからないのです。費用に関して、今のままのお値段ではということはいくぶんわかるのですが、それだけで、あとは何もなしかなと思います。考え方として、まずはワンステップだとは思いますが、それでは……ということなのです。

会長 それは、たくさん払われる場合のことを考えればですか。

委員 もちろんそれもありますし、ゼロも出てきますね。そうすると、本当にそれが、公立幼稚園の費用がかさんでいることに益が出てくるのかと思うのです。

会長 格差是正としてですね。

委員 それがあるのかなと思うところがあります。

会長 格差是正の問題と応能負担の問題がリンクしていくのかということですね。

委員 はい。そこがちょっとわからなくて、首をかしげるところです。

委員 委員がおっしゃったことは、正直言いまして、まだ私も漠然としています。というのは、先ほど人件費の問題を出していただいたとおりで、これから格差を是正していく要素があまりにも多すぎて、今おっしゃった保育時間もそのとおりだと思いますし、そのあたりは、これから調整していきたいと思います。

会長 そのあたりは審議会のほうでチェックをしていただきたいと思います。

委員 はい。

会長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 そうしましたら、このあたりで、格差是正・こども支援WGの検討内容について審議会で確認したということになります。

ただ、今ご意見がありましたように、特に在家庭支援について、私立幼稚園のほうで実施されている事業についても、事業内容等々について確認していただくことがありました。また、委員からありましたように、利用者数や費用対効果のあたりで課題がどのあたりにあるのかについても、今後もし、深めていただけるのであればということでした。また、場合によれば妊婦さんからの支援ということになりますので、子どもの育ちの中で必要な支援がどこにあるのかという点で、少しポイントを確認しながら、在家庭支援のあり方について考えていただくことも必要ではないかというご意見もいただきました。もう一つ、公立幼稚園の保育料の適正化については、応益・応能負担を含めて、今後さらにWGで確認いただくことがありましたので、ご苦労さまですが、WGで今後再度検討していただくことにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 議事を進めます。

次は、議事(2)、適正配置WGの報告を私からさせていただきます。

適正配置WGは、これまで2回、第2回を10月9日、第3回を11月20日に開催しております。検討した内容については、資料集の目次にありますように、(1)から(4)までですので、順次報告をさせていただきます。

まず、「(1) 保育所の公的機能について」の報告をします。資料集6ページをご覧ください。

保育所が保育指針に準拠した保育を行うにあたり、公的機能については、全国社会福祉協議会、全国保育協議会より2007年に出された資料を参考に、児童福祉法第39条に基づく保育所の機能を基本機能として、検討を行いました。別紙資料4には、WGで提案した際の資料を示しています。この資料で大きく3つに分けた機能を、審議を踏まえて、資料集6ページにありますように、基本機能と子育て支援機能に分けて整理しました。

地域での保育所の重要性は、さまざまな状況の子どもの保育を行うだけでなく、子育ての拠点としての役割もあります。保育所の公的な役割として、児童福祉法第39条に基

づく基本機能に加え、保育所保育指針に準拠した保育の推進があります。また、今後、女性の社会進出の増加等に伴う子育て支援のニーズが高まっていくことも予想されます。こういったニーズにも合った保育の展開が求められています。

続いて、「(2) 公立保育所の役割について」の報告をします。

まず、特別な支援を必要とする児童や福祉的ニーズの高い子どもの保育の現状を把握し、別紙資料5の保育所保育指針をもとに、公立保育所の現在の役割や今後の役割について検討を行いました。特に配慮を要する福祉的ニーズの高い子どもの保育については、公立保育所にセーフティネットとしての役割が求められています。公立保育所には、福祉的ニーズの高い子どもとその保護者への支援の迅速な対応が求められる場合があることから、公的機関との連携がとりやすい公立保育所がセーフティネットの役割を多く担っています。しかしながら、13ブロックの中で公立保育所がない地域においては、民間保育所がその役割を担っています。別紙資料5に、特別な支援を必要とする子どもについての公立と民間それぞれの受入状況や、DV(ドメスティック・バイオレンス)や虐待等の福祉ニーズの高い子どもの入所件数や受入れの体制、また、小ブロック別の状況についても示しています。

今後、適正配置を考える上で、すべてのブロックに特別な支援、福祉的ニーズに対応できる体制をつくり、ブロック内に公立保育所がない場合には民間保育所が担うとともに、公立と民間が連携して両方で担っていく必要があります。将来的には、すべての民間保育所においてもセーフティネットの役割を担っていける体制の整備が必要になってくるとともに、保育所、家庭、地域が一体となって、子どもとその保護者を見守り、支える体制づくりが必要であると考えています。

また、子育て支援についても、7ページに示しているように、公立保育所での取組みがなされています。ただし、民間保育所でも取組みは同様にされており、WGでは、保育所だけでなく、保育施設全体で子育て支援を検討する必要性が求められました。今後、幼稚園等も含めて地域での子育て支援について検討を進めていく予定です。

「(3) 幼稚園の公的機能について」の報告をします。

幼稚園の保育の基本は幼稚園教育要領であり、幼稚園の公的機能について考えるには、別紙資料6に示した学校教育法第3章及び幼稚園教育要領の留意事項に基づいた幼稚園の機能を基本として検討することとしました。

資料集8ページにその内容を大きく4つに分けて示しています。私立幼稚園では、建学の精神に基づいた特色ある保育が行われていますが、基本機能としては同様であると考えています。

今後も、幼稚園では、幼稚園教育要領に基づいた教育課程を編成し、指導計画に従って、義務教育につながる教育を行うことが必要であり、加えて、地域の実態や保護者のニーズに対応した取組みも求められています。そのためにも、教育課程の編成や職員の研修等、公立幼稚園と私立幼稚園の連携をさらに進める必要が求められています。

最後に、「(4) 公立幼稚園の役割について」の報告をします。

まず、公立幼稚園の現状を整理しました。これまで、公私連携のもと、私立幼稚園が率先して進めてきた3年保育や預かり保育等の実践を尊重しつつ、全市的な視点で今後

の課題に対して公立幼稚園が果たすべき役割について検討を行いました。

資料集 9 ページをご覧ください。幼稚園の基本機能とあわせて、大きく 4 つの項目で現状を整理し、今後の課題をもとに検討を行いました。

公立幼稚園は、21園において均質な保育を提供しています。それは、 にあるように、教育委員会の指導のもと、保育の研究や職員の研修を進め、教育課程を作成しているからです。今後は、私立幼稚園の特色のある教育課程を尊重しながら、小学校への学びの連続性や一貫性のある西宮市の幼稚園教育課程を研究・整備していく必要か公立幼稚園に求められています。そのためには、 の幼保小のさらなる連携も必要であり、当面は、その推進役として、小ブロックに原則 1 つの公立幼稚園との提案をしています。

ただし、私立幼稚園やほかの保育所、施設にも共有できるようなものとしては、教育課程ではなく、ガイドラインや規定のようなものでもよいのではないかといった意見もありました。

また、 の子育て支援については、園庭開放や地域行事への参加、3歳児対象の開かれた幼稚園事業、地域とのにぎわい事業といった取組みが進められています。しかし、子育て支援については、保育所の項目でも報告のとおり、子育て施設全体で議論する必要があると考えています。その中で公立幼稚園の果たすべき役割を再度検討する必要があります。

の特別支援教育については、既に昨年度の審議会で確認された、特別支援教育に関する特別支援コーディネーター研修や、特別支援学校による巡回相談等、公立・私立幼稚園や保育所との共通した取組みが進められています。別紙資料 7 にあるように、公立・私立幼稚園ともに、配慮を必要とする児童の受入れがあり、福祉的ニーズの高い児童の相談体制があります。しかし、相談窓口や入園の基準が共通でないことが今後の課題として挙げられています。今後は、公立幼稚園をはじめ、配慮を要する児童についてより一層の適切な指導や支援が求められています。

なお、幼稚園の部分については、引き続き次回のWGにおいて審議を行う予定になっています。本日の審議会においてご意見があれば出していただき、今後の議論に反映させていただこうと思います。

適正配置WGの報告は以上です。

今後の適正配置の審議ですが、これまで審議してきました地域に必要な子育ての各機能の全体をイメージできるようにしていこうと考えています。その上で、各地域で保育施設がどのように連携できるのか、そのための適正な配置はどのようになるのかといった点について、具体的に各ブロック単位や市全体での配置の議論を進めていこうと考えています。

以上で、適正配置WGの報告は一旦おかせていただきます。

以上 4 つの報告をさせていただきましたが、(1)、(2)の「保育所の機能」と「公立保育所の役割」については、WGで 2 回にわたって検討を行っています。この報告をもって一旦まとめとさせていただきたいと思っておりますが、追加してご意見等があれば伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員 資料集 6 ページの下の四角囲みのまとめの部分ですが、「また今後の女性の社

会進出の増加に伴う」という文章があります。今まで、ワーク・ライフ・バランスのことなど、子どもの視点で話されてきたことが多いのに、急にここでなくなっている感があるので、それも付記していただければと思います。

会長 例えば格差是正のほうで検討されているような、子ども・子育て環境、子どもの育ちについてのことですか。

委員 というか、西宮市では、大人への支援ばかりではなく、子どもの観点で考えることを大事にしていきたいということがずっと話されてきていたのに、その文章が盛り込まれていないという感があります。

会長 それは、事務局とも調整しながら、WGのほうでも再度確認しながらになりますが、子どもの育ちに関するしっかりとした保育の提供・保障を文章として押さえておくということで、事務局もよろしいですか。

事務局 はい。

会長 そのほかにありませんか。

委員 これは公立幼稚園のほうにも入っているのですが、「福祉的ニーズの高い子どもとその保護者は公的に扱う」ということが書いてあります。しかし、その福祉的ニーズの高い子どもと親というのはどういう人のことを指しているのかが漠然としています。あまり具体的にできる問題でもないのかもしれませんが、そのあたりで分けると、すごく曖昧になるような気もしないでもありません。

会長 それは、保育所の公的機能のところですか、公立保育所の役割のほうですか。

委員 公立保育所のセーフティネットの関係と、たしか公立幼稚園のほうにもあったように思います。非常に難しい問題だと思いますが、どのあたりで線を引くのかということです。今は「福祉的ニーズ」とは言われませんが、親が昼間に働いていて、保育に欠ける子どもたちが保育所に入ってきているわけですが、その時点では、保育所に入っている子どもたちには福祉的ニーズがあるわけですね。今は、「福祉的ニーズ」は別の意味を持ってきていますので、時代によって使われ方が変わってくる。であれば、ここで言われている「福祉的ニーズの高い子ども」は何を指しているのかについても検討していかないと、そのあたりがわからなくなってくると思います。ましてや、「福祉的ニーズの高い親」となると、難しい部分が出てくるのかなと思います。

会長 もともと保育所は福祉施設ですから、福祉的ニーズに対応した施設であることは委員がおっしゃったとおりです。ここで言う「福祉的ニーズの高い子ども」は、狭義になるうかと思いますが、そのあたりがまだ具体的にはされていないので、時間があれば、そのあたりを整理していったほうがいいのかと思います。事務局で何かありますか。

事務局 この「福祉的ニーズの高い子ども」は、当然、保育所へ行かれています子どもには福祉的ニーズがあるわけですが、その中でも、虐待などの絡みで「要保護性がある」とか、ご両親が精神的な疾患等を持っていて、さらに支援が必要であるとか、そのあたりを指していく形になってくるだろうと思います。もちろん、ここで言う「福祉的ニーズの高い子ども」は、虐待などのご家庭だけではないことも含めていますが、基本的にはそういう部分も大きい要素の一つであると思っています。

事務局 保育所の方では、例えば23年度では、全体で93例の見守りを行っているうち、

要保護児童対策協議会とのかかわりが62例あります。その中で、公立保育所の方で見守り、今後の対応、保護者への対応も含めて行っていきまして、そのようなくりになるかと考えています。中身については、さまざまにご相談をさせていただきながら、線引きは必要かなとは考えています。

会長 よろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 別紙資料5の3～5ページにデータや取組みが出ていまして、そこにも「福祉的ニーズ」という言葉が出ていますので、委員がおっしゃったことも踏まえて、WGの方で押さえたいと思います。その他にいかがでしょうか。

委員 同じ公立保育所のセーフティネットのところの文章で、上から3行目の「公的機関との連携を取りやすい公立保育所が、セーフティネットの役割の多くを担っています。しかしながら13ブロックの中で、公立保育所が無い地域においては、民間保育所がその役割を担っています」というところがまず気になります。公立保育所がないところだけは民間保育所が担っているという事実なのか。公立保育所があるところでも、今までの資料を見ていると、数的には同じようにされているのです。

また、一番最後のところで、「今後、公立と民間が連携して両方で担っていく必要があります」という文章があります。これを読むと、公立保育所はどのような方向性を見出したいと思っているのか、何の役割を担うと言っているのか、結局最後は連携するという文章になっているのですが、何を言いたいのがわからないです。

この2点をお聞きしておきたいと思います。

会長 ここがなかなか難しいところです。実際には、民間保育所のほうでも、別紙資料5の6ページにありますように、「民間保育所の福祉的ニーズの高い児童」として、公立保育所のあるところでも民間保育所の方で対応していただいていることが挙がってきています。そうすると、公立保育所での福祉的ニーズへの対応、特にセーフティネットの役割とはどういうところなのか、この文章からは少し読み取りにくいですね。

そのあたりで、恐らく委員がおっしゃる「福祉的ニーズとは何か」となってくるのだと思います。先ほど事務局から説明がありましたように、「より養護性が高い」というか、「より子どもの権利侵害が疑われるようなケース」などについては、もちろん民間保育所でも担っていただく部分はありますが、その点を公立保育所の方で責任を持って対応していただくことになるのではないかと考えています。

そのあたりをもう少し文章として押さえたほうが良いと認識しました。それでよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 そのほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 続きまして、(3)、(4)の「幼稚園の公的機能」と「公立幼稚園の役割」についてです。こちらは、もう少し時間をとってWGで審議したいと思いますので、ご質問、ご意見がありましたら、WGで反映したいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

委員 質問ですが、資料集9ページの「(4) 公立幼稚園の役割について」の「西宮市立幼稚園教育課程の研究、作成」の「課題」として、「今後私立幼稚園の特色ある教育課程……」という文章があります。この部分は、「私立幼稚園が研究、整備をしていく必要がある」ということが書かれているのでしょうか。意味がよくわからないのです。主語は「私立幼稚園」なのでしょうか。

会長 これは、「西宮市」です。「西宮市立幼稚園教育課程を今後整備するにあたって」ということになります。その際に、「私立幼稚園の教育課程も尊重しながら」ということです。

委員 わかりました。

会長 わかりにくかったかもしれません。私立幼稚園の方は、個々にそれぞれの教育課程を持っていると思いますので、そのことも踏まえながらということですよ。

委員 「公立幼稚園が、そのことを踏まえながら、全市としての幼稚園教育課程を研究、整備する」ということですね。

会長 はい、そうです。ほかにありませんか。

委員 10ページの最後のまとめのところで、今までずっと公立幼稚園の役割として「セーフティネット」ということが出てきていたのですが、ここに来てそういう言葉がなくなって、「ブロックでの推進役」という言葉になっていますから、推進役を公立幼稚園が担っていくのかという疑問が出てきます。つまり、公立も私立もともに地域の幼稚園としてやっている中で、どうして公立幼稚園が推進役を担っていくのか、なぜずっと言ってきた「セーフティネット」が消えてしまったのか、という点です。議会等でも、公立幼稚園の役割としてあった「補完的な役割」は終わったと公言されていて、今回、「セーフティネットで」というところもなくなって、「推進役を」となっています。しかし、その推進役を私立幼稚園がしてはいけないのか。幼小連携やカリキュラム作成にあたって、今、公私が一緒にやっているのに、どうして推進役を公立幼稚園が担うのかが疑問です。

会長 セーフティネットとしての役割が抜けているのではないかという点は、今後WGで検討しなければいけないところだと思いますし、そのほか、前田委員からご質問があったように、教育課程の基底の研究については、私立幼稚園とともにやっていかなければいけないことになると思いますし、「推進役」という言葉をもう少し検討した方がいいのかなと思っています。

その中で、「特別支援教育の推進」がここに挙げられています。それはにもありますが、この点で副会長から何かご意見があれば。

副会長 ここに文章として出てきているのは、恐らくの中での推進役というか、まとめ役という意味だと私は解釈しました。

会長 特別支援教育の推進に関するまとめ役のような役割ですね。

副会長 そこにセーフティネット的な意味もこもっているのかなと思っています。

委員 結果的に見ると、特別支援教育も、今までは、私立幼稚園ではしてきていなかったように言われていたのに、データで見れば、私立幼稚園の方が数字でわかっていたのだと思うのです。そういう中であって、推進役はどちらも担えばいい

と思うのです。あるブロックでは公立が担い、あるブロックでは、私立が担うというようにしていかないと、いつまでたっても、公立幼稚園が中心にやっているという市民のイメージのまま進んでしまうと思うのです。

副会長 要するに、「セーフティネットの役割を、公立幼稚園もより果たし、私立幼稚園も果たす」ぐらいでどうでしょうか。

委員 ここはもっと議論しなければいけないところだと思うので、あまり簡単には言えないとは思いますが、最初は「セーフティネットは公立が担う」ということが出てきていたのが、実際に数字で出してみると、そういうことはないことがわかって、その文章が消えてきて、ここに至っているのです。ですから、「推進役」という言葉が気になったのは、特別支援教育も含め、幼小の連携などのところで「ブロックに1つ必要だ」という主張に変わってくるのは、あまりにも変わりすぎているのではないかと思います。別に公立幼稚園を減らしてほしいという意味で言っているわけではなのですが、やはり推進役はともにやっていくべきだと思います。それは、私立幼稚園協議会の代表としても、私立幼稚園でも担うべきものだと思っています。

委員 「推進役」という言葉の問題は、きっと特別支援教育の有無ではなく、今後の公立幼稚園等々が担うべき大きな方向性と絡んでくる話だと思うのです。先ほどおっしゃった各ブロックで残った1園をどうこうではないということも含めた官民の連携と考えると、幼稚園の教育課程や、公的機関として一定押さえなければならない保育内容の基準みたいなものやボリュームがあったときに、その全体の状況を把握する役割は、やはり公的機関が持たざるを得ないと思うのです。その場合に、一括で何かを数字だけで把握・評価することもできないでしょうから、域内の私立幼稚園も含めた連絡調整と、そのあたりのすり寄せをしていく機関が必要になってくるかと思っています。

ですから、「推進役」というと、そこだけが旗を振って、「ついてこい。監査もするぞ」みたいな強権的な言葉にも映りかねないので、そこは委員が言われたような文言を検討した方がいいような気がしました。

委員 私は、保育の実践者として、保育内容や指導方法とよく言われますが、これはものすごく難しく、誰がどのように評価していくのか。例えば、いわゆる系統主義教育をばりばりにやっているのをいい保育だと評価する人もいますし、それが幼稚園教育要領に準拠していると言うこともできるのです。今の幼稚園教育要領は児童中心主義教育で書かれているのですが、解釈によってはいろいろです。今、「公立が」と言われたのですが、実際にそれが本当にできているのかどうかという保育内容の監査のようなことは、今まで一切なされていないので、それを今後議論するのなら、公私ともに、例えば幼稚園教育要領を書かれた人に全部見てもらうとかしてもらわないと、これはなかなかできないかなというところがあるので、非常に難しいです。言っておられることはわかるのですが……。

委員 9ページの(4)の に「西宮市立幼稚園教育課程」とありますが、以前に議論したときには、「市立」ではなく、私立も含めた意味で捉えていたのです。ですから、官民の幼児教育の課程を統一して議論することによって、将来、同じ基準で物が見えてくるようになるので、ここで「市立幼稚園の教育課程」、特に規定の資料集の作成とい



うのは、私立も含めない、市立だけだったかなと思って、これは気になったのです。

会長 このあたりは、WGでも少し時間をとって議論したところでしたね。

このあたりは、今後のWGでも検討することになると思いますが、公立幼稚園の役割を今後検討する中で、「推進役」なのか、言葉が少し難しいのですが、「連絡調整役」なのかも含めて、格差是正のこともありますが、今後、各地域に公立幼稚園の配置があって、よりよいものにしていく、そのために公立幼稚園の役割とは何なのかについて、もう少し時間をかけて議論しなければならなくなる。そのあたりはよろしいわけですね。

委員 はい。

委員 今は公立幼稚園の役割のことを話しているのですが、公立幼稚園が主導的役割をとって幼稚園教育をしていくべきかどうかについては、いろいろあります。今、幼保一体化ではないですが、今後、保育所も、教育的部分が入ってくると思います。特に就学前教育にあたっては、ある程度共通した方向も見出していかなければいけない部分もあるのかなという点も考えると、公立幼稚園がすべての就学前教育に関して責任を持って指針を出していくことになるのか。ここは就学前の審議会ですので、そのあたりを全部踏まえて、どういった形で今後、要領的なものを作っていくということに広げて考えていかないと、ただ単に公立幼稚園の教育だけのためにしていくのなら、少しおかしいのかなという気がします。

ですから、もしそこが主導権をとってやっていただくのでしたら、しっかりとそれを踏まえた形でやっていただかないと、あまり意味がないという気がします。公がすべきなのか、すべきではないのか、どういう形でつくっていくのかは、また別問題としても、そのあたりのことを十分考えてつくっていくように、この審議会の話はしていただきたいと思います。

会長 具体的に言うと、公立保育所の役割のところは、「保育の内容に関して私立保育所と公立保育所が」云々と入れたほうがいいのか、それとも、今は公立幼稚園の役割のところに出ているのであれですが、「教育課程のことに保育所も含めて」ということを入れたほうがいいのか、ということになるのですが、どうでしょうか。現場からのご意見としてはどうでしょうか。

委員 どこかが旗振りをしていただかなければいけないとは思いますが、かといって、一カ所が決めたことにみんなが従うべきかということ、今やっている現状も踏まえて、どうあるべきかについても話をしながら、やっていかなければ当然いけないだろうと思っています。ただし、就学前の子どもたち全員のためのはずなのに、「幼稚園の子どもたちのためだけの」みたいな文章は、少しおかしいのかなと思います。今後の流れの中にあっても、幼保一体化は流されましたが、どちらかということ「全体が」という形ですので、そのあたりは、保育所だけではなく、認可外保育施設などにも広げていって、共通的にできることをやっていくべきだろうと思います。さらに、「独自の部分については独自の部分で」としていかないと、ここで言われていることの意味が、もしそれぞれがそれぞれでやるのであれば、統一した教育課程などはつくる必要はないと思うのです。そうでなく、今出てきている社会的な問題や、小学校での問題などを少しでもクリアするためには、どういう形でしていき、それとともに、子どもたちに無理のないような形

です。ためには、どうしたらいいのかという視点を持ったものができてくれば、それは今後必要になってくるのではないかと思います。

委員 10ページに書いてある意見の中の「・」の3つ目、4つ目あたりが、前日に議論したことですね。

会長 就学前教育のこととして話はさせていただいたと思いますが、さらにもう少し、幼稚園だけに特化するとか、公立幼稚園だけに特化してしまうのではなく、このあたりを押さえた方がいいのではないかと思います。

事務局 先ほど委員が言われたように、10ページの「意見」の中に、一定そういうことを盛り込んだところがありますが、もともと事務局が案を出したときには、かなり大きな話で出してしまったところがありましたので、ここは引き続き整理していく必要があると思いますが、適正配置の議論をしていくときには、もう少し絞り込んでよかったのかなとは思いました。

ですから、引き続き検討していただくときには、そこも踏まえて検討していただきたいとは思いますが、具体的な適正配置に向けた議論にもう少し絞り込んで進めていくべきかなと思っています。

会長 適正配置というと、何度がお話をしているように、量的なことがどうしても意識されるのですが、質的な部分ですね。どの地域においても、幼稚園、保育所、在家庭を問わず、子どもの育ちに関して質的に均一というか、そのことを意識しながらしていくことが適正配置の考え方です。その話は、もちろんWGでも何度か出ていますが、今、審議会で改めて意見が出ていますから、WGでもさらにそのあたりは、具体化できるかどうかはわかりませんが、考え方として押さえておく必要があると思います。

委員 適正配置の考え方からということで、私立幼稚園・公立幼稚園、民間保育所・公立保育所、また在家庭向けの子育てひろば関係等、西宮市全体の分布を見た中で考えていきたいと先ほどおっしゃったと思います。その中に、認可外のことでも少しやっていたらなと思います。もちろん、認可外でやっていることは、市から助成を受けているものではないのですが、民間企業からの助成などを受けてやっておられる認可外もあります。この公私と言っているところに認可外が入ってくるのはどうかとは思いますが、あちらこちらで頑張っている場所もあります。大きな場所も必要だろうし、中ぐらいも必要だろうし、あるいは、子どもが育つ場所として、家庭的な、あるいは10～20人ぐらいの規模が必要な時期もありますし、そういう場所が必要な子どもたちも多いと思うのです。うちでも実際に、心臓に疾患を持ったお子さんや障害を持ったお子さんは、集団の規模が大きすぎると、病気をもらいがちだとか、他の子どもとの関係がうまくとれないからと、小規模なところを求めてこられる方もおります。そういう小規模でやっておられる方たちには、そういう気持ちを持ってなさっているところもあります。ですから、そういうところも、適正配置の観点の中で拾っていただけたらと思います。

会長 ご意見として承ります。この審議会が永遠に続けばやれると思うのですが、時間の関係がありますので、前田委員のおっしゃったことは、議事録には載りますし、場合によれば、答申するときの文言として加えることもあるかもしれませんが、どこまでそこを突っ込んで議論できるかどうかは、時間の制約があるかもしれません。出

された意見については、WGのほうで確認させていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

副会長 10ページの特別支援教育関係のところ、課題のところ「特別な支援を必要とする」という言葉があります。誰が見ても特別支援が必要だというレベルの、いわゆる障害がベースにあるというタイプの子どもは、みんなも気づきやすいし、明らかに本人も園で困り感を持っているだろうし、親も子育てがうまくいかないという不安感や、達成感が低いという思いを持たれていると思うのです。しかし、むしろ現実、そこまではない、「なにか兄弟と比べてもこの子の育ちが……」というような、どことなく困り感がおってくる子が一番多いだろうし、いろいろな相談になかなかかかりにくいと思うのです。

ここに「コーディネーター」と書いてあります。本来は、コーディネーターが中心になって、園の中で先生方がいろいろと協議して、その子たちの課題を見つけ、あるいは手だてを設定して、保育実践をしていくような姿勢を持っていかなければいけないのではないかと。それが本当に先生方の力量をつけることになるわけです。ところが、現状は、すぐに巡回相談にかけようか、あるいは誰か専門家に来てほしいというようになって、それもいいでしょうが、そうすると、情報だけは入ってきて、理論だけはうまく理解できるということに一方ではなる危険性もあると思うのです。

ですから、コーディネーターを研修していくときには、一方では実践力を高める、一方では外部とどうつながるかという力量を本当は高めていって欲しいという思いが、日常的にこういう相談をしている場面では感じるが多かったです。

意見だけなのですが。

会長 ということは、この「課題」のところになりますか。

副会長 そうですね。

会長 「課題」のところの「特別な支援を必要とする子ども」という言葉も、まず変えた方がいいのですか。

副会長 この言葉は、他のところでもいっぱい使っていますので、相当大きな意味で「特別な支援を必要とする子ども」と理解できます。

会長 2行目の「各園への加配教員の配置や研修、相談体制を充実させて」というあたりですか。外部とのつながりをつけるというのは、どういうところで反映させることができるでしょうか。

副会長 こういう文章の中に今言ったような趣旨は含まれているかもしれませんが、補強して言えばこういう内容だと理解いただければと思います。

会長 「コーディネーター」という言葉は構わないのですね。

副会長 これはありますね。

会長 そのコーディネーターの役割を、もう少し検討するというか、専門性について強化するということになるわけですね。

副会長 はい。

会長 そういうことを、のところを含めて、文言化できるかどうか検討できないかということですね。

今のお話は、恐らく、ご意見としてお伺いして、WGでは確認させていただいて、コーディネーターの専門性を強化することは重々認識しているところですから、文言を加えるということで大丈夫だと思います。他にありませんか。

〔発言者なし〕

会長 時間の関係がありますので、たくさんご意見をいただきましたが、このようなところでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 そうしましたら、ここで一旦おさめさせていただいて、これまでの適正配置WGの検討内容を確認していただいたこととなります。

最終答申に向けて、さらにまとめをするわけですが、(1)と(2)の保育所の方では、「福祉的ニーズ」をもう少し確認する必要があるということですので、この点は、WGでまた押さえさせていただいて、(3)と(4)の幼稚園については、委員から、もう少し私立幼稚園と公立幼稚園との役割もしくは連絡調整のあたりをしっかりと確認しながら、公立幼稚園の役割を検討するということをご意見としていただきました。また、教育課程の検討についても、ご意見がありましたので、この点、WGのほうで再検討させていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、次の「議事(3) その他」に移ります。

これまでの審議を終えて、委員の皆様から全体にかかわることについてご質問や今後の審議のことについてお話があれば、ご自由にいただいております。ぜひご意見をいただきたいと思っております。

委員 いよいよ答申が出る時期になるかと思うのですが、この答申は、いつ、どういう手順で出されるのかを1点目にお聞きしておきたいと思っております。

2点目は、中間答申の前までは、今回のようなちゃんと四角囲みで整理されたものがなくて、どこまで論議されて、どこまでが確定しているのかが不明瞭なところが非常に多いので、その確認はできるのかです。

この2点をお聞きしたいと思っております。

会長 当然そのあたりは、今度は最終答申になりますから、経過の確認を各WGでも行って、審議会でも最終確認することになるかと思っております。

答申の作業スケジュールについて、事務局の方で大体のことがわかりましたら教えてください。

事務局 実際のところ、綿密な作業スケジュールはこれから立てるところですが、基本的には、3月を目処としております4回目の審議会の際には、この後、WGをしていただいた上での方向性というか、そこでの議論を踏まえた内容的なものをお示しできるようならばとは考えております。

ただ、この先については、中間答申のときには、平成23年度末にたたき台的なものを事務局案として出させていただいて、それをいろいろ修正なり調整なりしたものが、年度明けに中間答申の案として出した経緯があります。そのあたりのスケジュールも踏まえた上で、事務局で案を考えて、会長と調整していきたいと思っております。

会長 最終答申をいつ出すかだけでもいいので、予定としてはどうですか。

事務局 そこがもう少しあれですが、基本的には年度明けかどうかというところで整理しているところです。まだ具体的な確定ということではないので、そういうイメージを持っています。

ただ、事務局から提案させていただこうと思っていたのですが、それぞれのWGを4回ずつの予定で開いていただいておりますが、今の進捗状況では、それぞれもう1回ずつ追加させていただくことも皆さんにお諮りしなければいけないと思っています。そういったことも踏まえて、これから答申に向けての整理をさせていただきたいと考えております。すみません、少し漠としていて申しわけないのですが。

会長 最終答申に向けてのことは、ゴールセティングは大事ですので、各WGでも、事務局から日程等々で案が示されるようであれば、丁寧にさせていただけたらと思います。

委員 答申がどういう感じなのか、イメージができないのですが、今回の囲みのように、方向性があるって、こういう意見も出ているとちゃんと書かれるのか、方向性のみのまとめられたものなのか、そのあたりはどうでしょうか。

事務局 基本的には、22年度に出した中間報告と24年度に出した中間答申を踏まえて、全然がらっと変わってしまうのは具合が悪いと思っています。あの中でも、「こういう意見があった」ということは入れております。今回の資料集でお示しした四角で囲っているものは、あくまでも骨の部分で、そこに当然肉がついてくると考えているのですが、そういった形でお示しできるのではないかと考えております。

会長 事務局とそのあたりをまた調整させていただきますが、意見がたくさん出ていますので、付記という形になるのか、その他という形になるのか、いただいた大事な意見は、できるだけ答申のプラスという形で出させていただけたらなど、個人的には思っています。また調整をさせていただきます。

他にありませんか。

委員 大変個別の話にはなるのですが、前回のそれぞれのWGで、公立幼稚園の休級・休園規程の改定についての資料がありました。30人の定員の学級が3年連続で29人以下になった場合、休級するという規定なのですが、これは、例えば29人や28人が3年間継いだ場合も休級になってしまうという、少し厳しい規程に変わっていると感じます。保護者の間でも、そういう意見が多少なりとも出ていますので、これについてももう少し柔軟に対応できないかという話し合いができればなと感じています。これは提案させていただきます。

会長 今のお話は、前回確認させていただいた幼稚園の休級・休園規程についてのご意見でした。

これは、WGの方で再確認ということにしますか。この規程は、事務局から報告されて、一応WGで了承を得られているものなのですが、何か事務局からありますか。

事務局 あの規程の趣旨は、従前からあった規程をよりわかりやすく、また、急に休級・休園することのないように変更したものです。従前から定員を割れば教育委員会の判断で休級できるという措置がありましたので、今までも休級しなければいけない幼稚園がたくさんあったわけです。しかし、その規定をそのまま使いますと、本当に急に休

級になってしまい、それではあまりにも保護者の方にご迷惑をかけます。その意味で、休級を決定しても、2年半でしたか、そういう周知期間と保護者の方が選んでいただける、私立にも出願できるような可能性を持たせるために、規程を変えたものです。

これについては、議会のほうにも報告しておりまして、議会でも一定のご理解もいただいております。もちろん、WGでこの審議会としてご意見を出していただくことは結構だと考えています。

会長 そういうことですので、もし委員のお立場でご意見があれば、言っていただくことは一向に構いませんし、場合によれば議論させていただくこともあろうかと思いますが、次長のほうから発言があったように、既に規程としてあるものですし、新たにそれをわかりやすく明示したわけですので、その点は、この審議会としても一定理解をして受け止めようとは考えております。よろしくお願いします。

委員 はい。

委員 今、公立幼稚園の休級・休園規程の話題が出て、私立幼稚園の場合は、子どもたちが地域の幼稚園としてあるにもかかわらず、園児数が減ってきてても何も守られるものがないわけです。ところが、公立幼稚園は、本来は子どもの数が増えたときの補完的役割であったけれども、それは終えていくということが議会でも明言されている中で、またその議論になるのは、我々としては、私立幼稚園の場合は学校法人であっても潰れていったいいのかなりになりますので、それならばそういう議論もここでさせていただきたいと思っています。

委員 それはもちろん重々承知はしています。ただ、私学と市立とで保護者負担の差がまだありますよね。目標を半額までとして、就園奨励助成金を改定しましたが、まだ現状は保護者にとって厳しい状況があるわけです。これが10年後、20年後であれば大丈夫なのですが、今年、来年、再来年の3年後というように、近々でそういう事態になった場合、非常に厳しくなるご家庭があることは認識していただければなと思います。

ただ、これは、審議会の意見としてではなくて、一委員の意見としてこういうことがあったことは考えていただけたらと、それだけです。

会長 この審議会は自由に意見をいただくところなのですが、ただ、ある程度方向性を持って進めるということで、その点は委員の皆様方もご理解いただけたらなと思います。他にありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、事務局から、本日の配付資料について説明をお願いします。

事務局 本日、資料8を配付しました。これは、格差是正・こども支援WGに報告事項として出した分ですが、実は、平成22年度に、「格差是正部会」という名称だったときに、この資料の一部をお出ししたものです。

まず、「(1) 保育所における公費投入の課題」として、民間保育所における保育士の配置について書いています。国において児童福祉施設の最低基準が定められていて、これを下回ることはできませんが、上回ることは自治体の判断により可能でした。そこで西宮市においては、下の保育士配置基準の表のうち、黒枠で囲っている1・2歳の部分において、公立保育所は5対1、民間保育所は6対1として運用しておりました。た

だし、このことについては、文章の最後のほうに書いてありますが、「今後、改善に向けた早急な対応が必要と考えます」としておりました。また、この審議会の中問答申の中でも、同様の内容で触れられていました。

それ以降、市としましては、地域主権改革一括法の成立による条例制定権の拡大によりまして、保育所の設備や運営に関する基準に市の裁量がこれまで以上に認められることになりまして、市の自主的な判断によるきめ細かな運用が求められることになったことが一つの背景としてあります。

もう一つの背景としては、社会経済情勢の変化により、保育所入所を希望する家庭が増えてきました。その中でも育休明けの1歳児が突出して多かったこと、あるいは、先ほどからの審議の中でも出ていましたが、児童虐待や発達障害などの保育上の配慮が必要な児童の受入れが増加している現状からいきますと、今後の保育所における1・2歳児の量的・質的な環境を整える必要が非常に高まってきているし、今後とも予測されております。

そこで、8月に成立しました子ども・子育て関連3法に即して、今後、認定こども園への移行が進んでいくことが予想されますが、3歳未満児については、当面、保育所での受入れが中心であると考えております。

こうしたことから、今後も一定増えていくであろう1・2歳児に対する量的・質的な保育ニーズを公民で担っていくために、先ほどから申しています基準差をとにかく早期に改善していかなければいけないと考えまして、市としましては、今後、このあたりの実現に向けて具体的な取り組みを行っていきたいと考えております。

この点については、これまで、財源的な問題があって難しいなど、いろいろな話が出て、中問答申の中には入っていましたが、市の具体的な動きがなかなか出てこなかったのですが、今後は、その具体化に向けて進めていくことがありますので、ご報告させていただきます。以上です。

会長 そうすると、この点については、今後、事務局の方で詰めていただいて、WGのほうで確認することになるのですか。それとも、これでおさめてよろしいのですか。

事務局 この形での実現に向けて、今後は市のほうで進めていくことになってきます。その中では、民間保育所協議会との間で調整していくことは出てきますが、そういった形で進めていきたいと考えております。また、この幼保審でも調整していくことを考えております。

会長 そのあたりは、よろしく願いいたします。その他に、何かご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 私は、会長ではなくて、WGの座長の立場から一言だけ申し上げますと、先ほど委員からもご意見があったように、格差是正・こども支援WGのほうで議論していただいている(3)の在宅支援のことと、適正配置WGで行う地域子育て支援のことは、かなりかぶるところがあるかと思えます。それで構わないのですが、各WGの開催が近いときには、できるだけお互いに確認ができるようにしていただきたいと思うのです。議論に差があるのは構わないのですが、お互いにわかった上で議論したほうが良いと思

いますので、格差是正・こども支援WGでされた話を適正配置WGで報告するとか、その逆とか、そのあたりはぜひお願いしたいと思います。委員がおっしゃった妊娠中のご家庭への支援も、当然、地域のほうでも考えていかなければいけないことだと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局 はい。

会長 ありがとうございます。

それでは、いただきましたご意見を踏まえて、今後の各WGでのさらなる検討をお願いしまして、次回の審議会で確認できますように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日の議事は、これで終わりにさせていただきます。

次回のWGの日程については、格差是正・こども支援WGは1月15日(火)、適正配置WGは1月28日(月)になっておりますので、委員の皆様方、それぞれお忙しい時期だと思ひますが、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局のほうから今後のことについて連絡事項はありますか。

事務局 次回の第4回審議会の予定ですが、既にお知らせしておりますように、3月下旬を予定しております。今後のWGの進行状況によりましては、また調整もさせていただきますことになると思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

会長 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。

年末年始いろいろとお忙しいと思ひますし、子どもさんのことでは、感染症のことなどがあって大変だと思ひますが、皆様方も、どうぞよい年末年始をお過ごしいただきたいと思ひます。では、また次回もよろしくお願ひいたします。

本日はどうもありがとうございました。

〔午前11時47分 閉会〕

【審議委員会出席者名簿：10名】

所属団体・役職名等	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
関西学院大学 准教授	上中 修
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長・理事	小川 雅由
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷智恵子
武庫川女子大学 教授	倉石 哲也
武庫川女子大学 非常勤講師	酒井修一郎
公募委員	庄野 好美
公募委員	中村 明美
NPO法人はらっぱ 理事長	前田 公美

【事務局職員出席者名簿：17名】

所属・役職・氏名
【健康福祉局】
健康福祉局担当理事 山本 晶子
こども部長 津田 哲司
子育て企画課長 川戸 美子
児童発達支援センター・政策担当参事 小西 政直
児童・母子支援課長 西岡 秀明
保育所事業課長 尚山 和男
保育所整備課長 緒方 剛
保育指導担当参事 清原 昭代
子育て総合センター所長 増尾 尚之
わかば園事業課長 岡崎 州祐
子育て企画課副主査 青木 威
【教育委員会】
教育次長 伊藤 博章
学校教育部長 田近 敏之
学事・学校改革課長 中西 しのぶ
特別支援教育課長 中畑 尚子
学事・学校改革課係長 杉田 二郎
学事・学校改革課係長 河内 真